

福井県鉄道協会規約

(名称)

第1条 本会は、福井県鉄道協会と称する。

(目的)

第2条 本会は、福井県内の鉄道事業者が連携することにより、本県の鉄道ネットワークを維持、高度化するとともに、会員各社の経営基盤の強化を図り持続可能性を高めることにより、地域鉄道が将来にわたり本県の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本県の鉄道ネットワークの維持、高度化策の立案に関する事
- (2) 旅客の利便性向上、利用促進等による利用者の拡大に関する事
- (3) 資機材の共同調達や共同利用等による維持管理の効率化に関する事
- (4) 採用強化や定着の推進等による人材の確保に関する事
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、福井県内に本社を置く鉄道事業並びに軌道事業を営む者とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名

2 役員は、総会において、会員の中から互選する。

(役員職務)

第6条 会長は、本会を代表して会務を統理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 監事は、本会の業務及び財産の状況を監査して総会に報告し、意見を述べる事ができる。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、重任を妨げない。

2 役員に欠員を生じ、補充のために選任された役員任期は、前任者の残存期間とする。

(総会及び役員会)

第8条 本会には、次の審議、決議機関を置く。

(1) 総会

(2) 役員会

2 総会は、本会の全会員により構成し、会員の入会、事業報告、事業計画、収支決算、収支予算及びその他重要事項を審議、決定する。

3 役員会は、第5条の役員により構成し、総会に付議すべき事項及び前項の総会による審議、決定事項以外の会務に係る事項について、審議、決定する。

4 総会及び役員会は、対面のほか、オンライン及び書面により開催できる。

(定時総会と臨時総会)

第9条 総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する定時総会のほか、会長が必要と認めるとき随時開催する臨時総会とする。

(総会及び役員会の招集及び議長)

第10条 総会および役員会は、会長が招集し、その議長となる。

(総会の議決)

第11条 総会は、会員又はその代理人の過半数の出席がなければこれを開くことができない。

2 総会の議事は、出席した会員及び前項に定める代理人の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(役員会の議決)

第12条 役員会は、役員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。

2 役員会の議事は、出席役員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員会)

第13条 本会の業務の執行に必要な事項を調査、審議し、その業務を推進するため、本会に委員会を設けることができる。

2 委員は、本会の役員又は会員各社の専門担当者の中から会長がこれを委嘱する。

(事務局)

第14条 本会の会務を執行するため事務局を置き、会務を総括するため事務局に事務局長を置く。

2 事務局は、総会時に会員各社の中から互選し、事務局長は事務局を置く会員の代表が指名する。

(会計)

第15条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 毎事業年度の決算において、剰余金を生じたときは、翌年度にこれを繰越し使用することができる。

附則

この規約は、令和6年6月5日から施行する。